

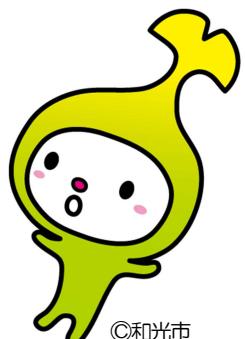


令和5年度

放課後の過ごし方（ご案内）



©和光市



©和光市

案内対象事業

- P1 学童クラブ（公設13施設、民設2施設）

【申込受付期間】

一次：令和4年10月21日から令和4年12月20日まで
二次：令和4年12月21日から令和5年 3月10日まで

- P14 わこうっこクラブ

- P16 児童センター・児童館

- P18 図書館

- P19 公民館



学童クラブに関する
情報はこちら(市HP)



● 学童クラブについての目次 ●

P1 … 小学校の放課後の過ごし方について

P2 … 1. 学童クラブとは

2. 対象児童

3. 入所期間

P3 … 4. 公設学童クラブの所在地

5. 開所時間

P4 … 6. 土曜日の利用

7. 各種利用料

P5 … 8. 休所・退所

P6 … 9. 入所案内の配付開始日・配付場所

10. 令和5年4月1日からの入所（当初入所）

P7 … 11. 申込みから入所までの流れ

12. 年度途中での入所（随時入所）及び短期入所

P8 … 13. 申込みに必要な書類

P13 … 民設学童クラブについて



～小学校の放課後の過ごし方について～



このパンフレットでは、お子様の成長段階に応じた、たくさんの過ごし方をご紹介します。

また、新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、各施設では3密対策をはじめ、様々な感染症対策を行っています。

●小学校低学年（1～2年生）

ランドセルを持って学校に向かうようになった姿を見ると、少しだけ子どもの成長を感じますが、まだまだ大人の見守りを必要とする時期です。保護者の帰宅時間が早めであれば、お友達と過ごすことができ、利用料がかからない「わこうっこクラブ」を、全小学校で利用することができます。仲の良いお友達と一緒に登録することで、大人の見守りの中、安心して楽しい放課後を過ごすことができます。保護者の帰宅時間等が17時を過ぎる場合は、「学童クラブ」で過ごす方法もあります。支援員が子どもを見守るため、安心した集団生活を通じて、子ども自身の成長にも繋がります。

学童クラブでは厚生労働省の対処方針に基づき、最新の状況に注視しながら保育を実施してまいります。。

●小学校中学年（3～4年生）

学校生活にも慣れてきて、友達と自由に活動したいと思ってくる時期です。大人の目があり、かつ子どもが自由に遊べる場所に、「児童センター・児童館」があります。外広場で追いかけっこやボールを使って遊んだり、遊戯室で卓球や工作などをすることができます。決められたスケジュールの中で過ごすよりも、「今日は何をしよう？どんなルールで遊ぶ？」など、大人の目がある中で、子どもたちの話し合いで決めることにより、協調性や自主性が育まれます。児童厚生員を配置し、感染症対策を踏まえた様々なイベントを開催しています。子どもたち同士で参加したいプログラムを決めるなど、放課後の楽しいひと時を過ごすことができます。また、困った時に相談できる職員も配置しています。

●小学校高学年（5～6年生）

この時期は、近くの大人の見守りから離れたくなる時期で、少しだけ背伸びをして遠くの場所に行くなど、だんだんと行動範囲が広くなっています。前述の少し離れた児童センター・児童館へ行くことも、放課後の居場所の一つです。また、勉強量が増えてくる高学年は、本を読むことで新しい知識を得ながら静かな時を過ごせる「図書館」や、学習と地域住民同士のふれあいの場である「公民館」もおすすめです。図書館では、新型コロナウィルス感染症の拡大防止対策を行なながらも本を気軽に読めるように、各公民館で予約した本が受け取れるなど工夫をしています。各公民館にも図書室があるので、「なぜだろう？」「知りたい！」という知識欲を満たすこともできます。



学童クラブ

1 学童クラブとは

小学校に就学している児童が、保護者の就労等により、放課後や長期休業時において保育を必要とする場合に、児童が過ごす場所です。市内には公設と民設の施設があります。

2 対象児童

学童クラブに入所できる児童は、次のいずれにも該当する小学1年生から6年生までの児童です。

- (1)市内の小学校に就学している児童、又は市内に住所を有し、市外の小学校へ就学している児童
- (2)平日の放課後や土曜日、学校長期休業日の日中に保護者が就労等により家庭にいない児童

入所できる要件

次のいずれかに該当する場合、お申込みが可能です。

①保護者が就労している場合

~~15時までに保護者が帰宅できる場合は対象となりません。~~

~~(在宅勤務、自営等により自宅で就労している場合は、就労時間が15時を超えていればお申込みが可能です。)~~

※夏休み等の短期入所は、15時前の帰宅でも対象となります。

※学童クラブ入所前に離職し求職活動中になった場合は、離職した月の翌々月末まで在籍可能となります。離職が決まったタイミングで保育施設課までご相談ください。

②保護者が就学している場合

令和5年4月以降も就学している場合。（入所可能期間は、利用希望年度内の就学期間）

③保護者の出産

出産予定月とその前後2か月が入所開始希望月以降となる場合。（入所は予定月の前後2か月の該当期間まで）

※当初入所の場合は、出産予定日又はその前後2か月が4月である必要があります。（2月～6月の出産（予定））

※~~育児休業中は申請できません~~。ただし、入所開始希望月中に復職する場合は申請できます。

④保護者が傷病等で、常時児童が自宅で過ごすことができない場合

⑤保護者が親族等を常時介護する必要があり、児童が自宅で過ごすことができない場合

※ 入所要件を満たしていても、申込み先の学童クラブに定員を超えた申込みがあった場合は、選考の結果により、入所待機となることがあります。ご了承ください。

【障害などにより「特別な支援が必要な児童」の入所について】

障害の程度が

- 中程度 ①「身体障がい者手帳」4級より軽い程度で、特別の医療・介護を必要としない
- ②「療育手帳」B、またはC判定の交付を受けている程度

のうち、ひとりで通所でき、集団生活を行うことができる児童が入所申請をすることができます。

※ひとりで学童への通所が困難なことによる支援員の送迎は原則実施しておりません。送迎にファミリー・サポート・センター事業を利用できる場合がありますので、詳細はファミリー・サポート・センター運営事務局

（電話：090-6530-0961）までご相談ください。なお、ファミリー・サポート・センター事業の申請後の打ち合わせ費用や利用料金は自己負担になります。

※必要な支援の内容によっては、他の福祉施設やサービスの利用が望ましい場合もあります。事前にご相談ください。

※特別な配慮の必要性がある場合は、必ず児童状況表に記載の上、状況が分かる資料の添付をお願いします。

記載内容以外の事項があった場合は、入所をお断りする可能性もあります。

3 入所期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※毎年度継続とはなりません。1年度毎に入所申込みが必要です。

公設学童クラブについて

4 公設学童クラブの所在地

学童クラブ名	所在地		電話	定員	指定管理
白子学童クラブ※1	白子3-3-40	白子小そば	463-2164	70	社会福祉協議会
白子第二学童クラブ※1	白子3-3-41	白子学童クラブ隣	462-1881	65	社会福祉協議会
新倉学童クラブ	新倉1-38-1	新倉児童館2階	463-1678	100	社会福祉協議会
中央学童クラブ	中央1-1-4	第三小内	464-4660	58	社会福祉協議会
諏訪学童クラブ	諏訪3-20	第四小内	464-6501	78	ワーカーズコープ
南学童クラブ※1	南1-5-1	南児童館隣	467-5332	70	ワーカーズコープ
さつきのこ学童クラブ※1	南1-5-25	第五小内	462-1151	60	ワーカーズコープ
南地域センター学童クラブ	南1-8-47	南地域センター2階	466-0796	55	ワーカーズコープ
広沢学童クラブ	広沢1-5	広沢小内	469-5541	80	社会福祉協議会
北原学童クラブ※1	新倉1-5-27	北原小内	467-5333	80	社会福祉協議会
さざんか学童クラブ※1	新倉1-5-27	北原小内	468-2225	60	社会福祉協議会
本町学童クラブ	本町31-17	本町小校舎内	462-2512	105	社会福祉協議会
下新倉学童クラブ	下新倉5-21-1	下新倉小内	466-0312	90	社会福祉協議会

※1 以下に挙げる学童クラブの対象児童は、原則として次のとおりです。対象児童に該当する場合は、「和光市学童クラブ入所（放課後児童健全育成事業利用）申込書」の第一希望学童クラブ欄に以下のとおりご記入ください。なお、以下の学童クラブは恒常に連携して保育を実施しています。

「白子・白子第二学童クラブ」

- ・白子3丁目に住む児童→白子学童クラブ
- ・下新倉、白子2丁目に住む児童→白子第二学童クラブ

「南・さつきのこ学童クラブ」★1

- ・南1・2丁目に住む児童→南学童クラブ
 - ・白子1・2丁目に住む児童→さつきのこ学童クラブ
- ただし、登下校の安全性を考慮し南1丁目1・2・3・4・6・7・8番に住む児童は選択希望制とします
- ・兄姉兄が在籍している場合に限り、弟妹兄の第一希望は兄姉兄と同一学童クラブを可とします
- なお、南地域センター学童クラブは、住所地に関わらず第一希望として選択可能です。

「北原・さざんか学童クラブ」

- ・北原小学校の校庭側校門を使用する児童→北原学童クラブ
- ・北原小学校の体育館側校門を使用する児童→さざんか学童クラブ

申請状況によって、対象学童クラブが変更となる場合があります。申請書類の第一希望及び第二希望欄には、いずれの学童クラブもご記載くださいますようお願いいたします。

★1 南・さつきのこ学童クラブに初めて申込みされる児童については、上記の住所により申請できる学童クラブが異なります。対象児童が別の学童クラブをご希望される場合は、4月当初選考の二次選考以降、空きがあった場合のみご案内します。（その際は別途転所申請が必要です。）

※2 学区外の学童クラブも希望学童クラブとして設定することができます。

5 開 所 時 間

〔登校日〕 市内公立小学校の放課後～18時（延長保育時間：18時～19時）

〔休校日（土曜日・振替日）〕 8時～18時（延長保育時間：18時～19時）

〔長期休業日（春・夏・冬休み）〕 8時～18時

（早朝延長保育時間（平日のみ）：7時30分～8時、延長保育時間：18時～19時）

※ 日曜、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。

※ 登校日・休校日・長期休業日等は、市内公立小学校（以下：市内小学校）のスケジュールに合わせたものとなります。私立小学校等、市内小学校以外の小学校に在籍の場合はスケジュールが異なる可能性もありますのでご注意ください。

6 土曜日の利用

土曜日は、以下の学童クラブも拠点として保育を実施いたします。

- ① 下新倉学童クラブ・・・下新倉・白子・白子第二学童クラブの児童
- ② 新倉学童クラブ・・・新倉・北原・さざんか学童クラブの児童
- ③ 広沢学童クラブ・・・広沢・中央・本町学童クラブの児童
- ④ 諏訪学童クラブ・・・第四小学校在籍の児童
- ⑤ 南学童クラブ・・・第五小学校在籍の児童

7 各種利用料

学童クラブにかかる費用は全部で3種類あります。

- ①利用料 (P4)
- ②補食(おやつ)代 (P5)
- ③延長利用料 (P5) ※延長保育を利用された方のみ

※徴収方法は、入所者に対し、指定管理者から別途通知いたします。

※各種利用料に滞納がある場合は入所選考時に減点となります。納付相談をする場合は、担当までお問合せください。

①利用料

利用料は保護者（父・母分）の所得税額を基に階層を決定します（第1・2・3階層については市民税の課税状況も参照します。）。利用料算定の基準となる所得税額は、住宅借入金等特別控除等を適用する前の金額です。

階層決定方法については下記を参考ください。

★利用料階層区分表

階層区分	内 容	月額利用料
第1階層	生活保護受給世帯 前年度の市民税が非課税の世帯	0円
第2階層	前年分の所得税額が非課税の世帯で、前年度に課税された市民税の所得割額が5,000円未満の世帯 または、所得割額がなく、均等割額のみの世帯	1,920円 (1,530円)
第3階層	前年分の所得税額が非課税の世帯で、前年度に課税された市民税の所得割額が5,000円以上の世帯	3,840円 (3,070円)
第4階層	前年分の所得税額が90,000円未満の世帯	5,760円 (4,600円)
第5階層	前年分の所得税額が90,000円以上、 150,000円未満の世帯	7,680円 (6,140円)
第6階層	前年分の所得税額が150,000円以上の世帯	9,700円 (7,760円)

※ 利用料算定の基礎となる所得税額には、住宅借入金等特別控除額などの税額控除は適用しません。

※ 各税額は、世帯員の税額を合算したものです。市民税の内訳には所得割と均等割があります。

※ ()内の金額は多子軽減（2人目以降）の金額です。同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、補食(おやつ)代、延長利用料、裏休み等の短期入所を除き、2人目以降の利用料を20%軽減します。

※ 利用料の算定方法について、和光市子ども・子育て支援会議にて審議を実施しており、令和5年度中に変更となる可能性があります。詳しくは、市ホームページを参照ください。

http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kodomo/kodomokokosodatesiennseido/_12849.html

②補食(おやつ)代

階層区分	対象	月額補食代
全階層	学童クラブに入所する全児童 ※ただし、次の ア「補食代が免除となる児童」に示す児童はこの限りではありません	2,000円

- ※ 学童クラブの利用日は、補食の提供を受ける前に帰宅される場合にも補食代が発生します。補食提供後のお迎えにご協力をお願いいたします。(日によって異なりますが、およそ15時頃から補食を提供しています。)
- ※ 補食の自宅への持ち帰りについては、衛生上の観点からお断りしております。

ア 補食代が免除となる児童

アレルギー等を理由に補食の提供を受けられない児童が対象です。対象となる場合、「和光市学童クラブ補食代免除申請書」及び添付書類を市又は学童クラブへ提出してください。
※対象児童は原則学童クラブで補食は提供しません。ご家庭において補食を用意してください。

イ 補食代が助成される児童

利用料階層区分表(P4)の第1階層に属する世帯の児童が対象です。お支払いされた補食代に対し、助成をします。対象となる場合、「和光市学童クラブ補食代助成申請書」を市又は学童クラブへ提出してください。

③延長利用料

※延長保育の時間や利用方法は変更となることがあります。

その際は改めて通知いたします。

延長利用には、通常延長と、夏休み等の長期休業中の平日のみの早朝延長の2種類があります。

時間：【通常延長】18時～19時まで 【早朝延長】7時30分～8時まで(長期休業中の平日のみ)

申込み：2通りの利用方法があります。

①月単位での申請

②日単位での申請…利用希望月毎に申込みが必要です。

料金：

①月単位…【通常延長】月額1,300円 【早朝延長】月額650円

②日単位…【通常延長】日額300円(1か月に5日以上利用した場合は上限月額1,300円)

【早朝延長】日額150円(1か月に5日以上利用した場合は上限月額650円)

★利用料階層区分表の第1階層に属する世帯は除く

中止：以下の場合は、延長利用中止届を提出してください。

・月単位での申込み期間中に延長利用を中止する場合

・月単位での申込み期間中に日単位利用に変更する場合(月途中の変更はできません)

※提出されない場合は、継続して延長利用料を納入していただきますのでご注意ください。

※月単位での申請及び延長利用中止届は、利用希望月の前月末までに提出してください。

◎ 支払方法

原則、指定管理者の口座へ納付していただきます。

8 休 所 ・ 退 所

★休所について

入院等のやむを得ない理由で学童クラブに通うことができない場合に、休所することができます。

1ヶ月以上休所する場合は、休所届を提出してください。その期間は利用料等が発生しません。なお休所は1日間のみからでも申請自体はできますが、その場合でも休所期間は1ヶ月として計算します。

届出の受付日以前に遡っての受理はできませんので、提出の際はご注意ください。

※ 休所の利用は、1年度間に3ヶ月が限度です。(月途中に休所する場合は休所期間は1ヶ月として計算しますが、料金に関しては利用日数による日割り計算となります。)

※ 休所理由によっては、休所を認められない場合があります。

〔休所として認められた例〕

退職し求職活動中(求職活動中の場合のみ、退職当月+翌月の2ヶ月間までが限度となります)、在宅勤務、一人でお留守番ができるか試行、新型コロナウイルスの感染防止対策として登所自粛、お子様の入院等。

※ 申請した日付より前、若しくは申請期間中に学童クラブの利用を再開する際は復所届を提出してください。その場合、料金に関しては復所月に限り利用日数による日割り計算となります。

★退所について

学童クラブを退所される際は、速やかに退所届を学童クラブ又は市(保育施設課)まで提出してください。届出の提出日以前に遡っての受理はできませんので、提出の際はご注意ください。

★日割りについて

利用料は、原則として日割計算を行いません。ただし、月の中途での退所の場合や短期入所、その他特別な事情があると市長が認めるときは、日割計算を行う場合があります。

※ 届出の受理日以前に遡っての日割計算は行いません。



©和光市

9 入所案内の配布開始日・配布場所

配布開始 令和4年10月から

配布場所 市役所1階 保育施設課、各学童クラブ、各小学校就学時健診時

※令和5年6月5日から保育施設課は市役所4階に移動します※

※入所案内は市ホームページからもご覧いただけます。

(http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kodomo/hoikuclub/kyo_11_1.html)

10 令和5年4月1日からの入所（当初入所）



保育園・学童クラブ（在所児童を除く）での受付はできません。

提出は、市窓口・郵送のいずれかの方法にてご申請ください。

選考区分	入所申込み受付期間	受付時間	受付場所
一次選考	令和4年10月21日（金）～令和4年12月20日（火）（消印有効） ★休日受付日 令和4年10月30日（日）9時00分～16時 令和4年11月19日（土）8時30分～12時 令和4年12月17日（土）8時30分～12時 ★夜間受付日 令和4年11月 2日（水）～20時 令和4年12月 9日（金）～20時	平日 月～金曜日 8時30分 ～ 17時15分	和光市役所 1階 保育施設課 ※令和5年 6月5日か ら4階へ移 動します
二次選考 (4月随時)	令和4年12月21日（水）～令和5年3月10日（金）（消印有効） ★休日受付日 令和5年 1月21日（土）8時30分～12時 令和5年 2月18日（土）8時30分～12時 (年末年始 12/29～1/3はお休み)	★休日受付日及び夜 間受付は左欄参照	

- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でも入所申請を受け付けます。なお、従来は窓口で受付を行なっていたことから、ご不明点やご相談がある場合には、窓口でも入所申請を受け付けます。
- ※ 郵送でお申込みいただいた方は、メールにて受付完了のご連絡をいたします。受付完了のメールを持ちましてお申込みが完了としますので、必ずメールアドレスの記載をお願いします。1週間ほど経っても受付完了メールが届かない場合は、保育施設課までご連絡ください。
- ※ 二次選考は一次入所者決定後に実施します。一次選考で定員を超えた場合は、入所待機となります。
また、二次選考で入所が決定した場合、賃休み中の弁当注文は学童クラブによってはできる場合もございます。
- 郵送先：〒351-0192埼玉県和光市広沢1番5号 子どもあんしん部 保育施設課 施設整備担当

■在籍児童（申請時に在所している児童のみ、兄弟不可）に限り、下記期間中は学童クラブでも受付を実施します。

選考区分	入所申込み受付期間
一次選考	令和4年11月1日（火）～令和4年11月24日（木）（学童クラブ開所日の平日のみ）

※ 書類の記載に不備等があった場合には、学童クラブ又は市からご自宅又は勤務先に連絡することがあります。

※ 受付には時間を要しますので、お待ちいただくことがあります。早めのご申請をお願いします。

1 1 申込みから入所までの流れ

一次選考・二次選考（当初入所）

申込み受付期間内に必要書類の提出が間に合わなかった場合は選考できません。ご注意ください。

①申込み : 受付期間内に必要な書類をそろえて提出してください。

②審査・選考 : 提出書類を基に入所要件を満たしているか審査を行います。必要に応じて追加資料等を提出していただく場合や、不明な点がある場合は自宅や勤務先等へ確認させていただくことがあります。
入所要件を確認した上で入所選考を実施し、支援の必要性及び優先支援の基準に従い、保育の必要性を決定します。
※申込み先着順ではありません。

③選考結果通知 : 入所の可否は、入所承諾書・入所不承諾書によって郵送で通知します。結果がご自宅に届きましたら、同封書類の内容もご確認ください。
※選考結果について、電話でのお問い合わせにはお答えできません。

④入所説明会・面談 : 入所に関する説明・面談を各学童クラブで行います。入所説明会については、入所承諾時に通知しますのでご確認の上、通知の内容に沿ってご対応ください。

(説明会の日程による参加が難しい場合又は二次選考で入所が決定した場合は、個別に面談をしてください。)

【入所不承諾後の待機について】

- (1) 入所不承諾の場合は、申請取下げの申出がない限り入所待機者とし、毎月選考を行います。
当初の申請内容（就労状況等）に変更がある場合、必ず必要書類を追加提出してください。
5月以降の選考結果については入所が決定した場合のみ、入所承諾書を送付します。
- (2) 学童クラブ入所待機を取り下げる場合は、必ず保育施設課までご連絡の上、「入所申請取下届」を提出してください。郵送で提出された方は、申込書に記載のメールアドレス宛に届出受領のメールを送付させていただきます。
- (3) 短期入所を併願される場合は、各受付期間中に別途申請をする必要があります。自動申請ではありませんのでご注意ください。

1 2 年度途中での入所（随時入所）及び短期入所



保育園・学童クラブでの受付はできません。

提出は、市窓口・郵送・メール（条件あり・下記参照）のいずれかの方法にてご申請ください。

選考区分	入所申込み受付期間（予定）		受付時間	受付場所
随時入所	入所希望月の前月10日（10日が休日の場合は次の開庁日）まで <u>※随時入所選考のみ【期日必着】となります。</u> 例 6月1日入所希望の場合：5月10日まで		平日 月～金曜日 8時30分 ～ 17時15分	和光市役所 1階 保育施設課 ※令和5年 6月5日から4階へ移動します
短期入所	春休み	令和5年 2月 7日（火）～令和5年 2月21日（火）（消印有効）		
	夏休み	令和5年 5月16日（火）～令和5年 6月 6日（火）（消印有効）		
	冬休み	令和5年11月 7日（火）～令和5年11月21日（火）（消印有効）		
	春休み	令和6年 2月 6日（火）～令和6年 2月20日（火）（消印有効）		

【申込みについて（随時・短期入所 共通事項）】

- ※ 郵送でお申込みいただいた方は、メールにて受付完了のご連絡をいたします。受付完了のメールを持ちましてお申込みが完了としますので、必ずメールアドレスの記載をお願いします。1週間ほど経っても受付完了メールが届かない場合は、保育施設課までご連絡ください。
- ※ 毎月、第三土曜日は土曜開庁日です。（8時30分～12時）
- ※ 随時入所についての結果通知は、入所希望月の前月下旬に郵送で通知します。
- ※ 新型コロナウィルスの影響で、入所期間や受付期間等は変更になる場合があります。最新の情報は市HP等をご覧ください。

【短期入所（夏休み等の長期休業中の受入）について】

- ・通年入所の他に、夏休み、冬休み、春休みの期間だけ利用できる短期入所を行っています。
- ・短期入所は、市内小学校の短縮授業の開始日から終了日（学校の給食最終日の翌日から給食開始日の前日）まで入所できます。
- ・通常入所における待機中の児童について短期入所を併願される場合は、別途申請が必要です。
- ・短期入所期間中の保育時間は市内小学校のスケジュールに合わせています。市内小学校短縮授業期間期間は市内小学校授業終了後からの保育となりますので、市外小学校にご在籍の方はご注意ください。
- ・保護者の帰宅時間が15時より早い場合でも入所対象となります。ただし、補食の提供はおよそ15時からとなりますので、補食提供後のお迎えにご協力ください。（原則みなさまから補食代はいただきます。）
- ・短期入所は別途募集を実施いたします。~~長期休業中までの入所を見越した随時入所の申請はご遠慮ください。~~
- ・以下の条件をすべて満たす場合に限り郵送・メールでの申請を受け付けます。（随時選考のみ必着、他は消印有効）
 - ①対象児童について、令和5年度入所（通常又は短期）に際し申請をしたことがある。（兄弟姉妹の申請可）
 - ②提出している書類の児童状況（兄弟姉妹が申請している場合は除く）、世帯状況、就労状況等に変更がない。
 - ③提出している就労証明書の雇用期間が入所希望期間を満たしている。（証明書に契約更新ありと記載の場合も可）
- ・受付期間外の申請については、短期入所受付期間後も受入が可能な学童クラブに限り随時受付いたします。（先着）

13 申込みに必要な書類

保育施設課窓口、各学童クラブで配付しています。市様式は、ホームページからもダウンロードできます。

チェック表（P10）をご活用いただき、必要な書類のご準備をお願いします。~~申込受付期間までに必要書類全ての提出が間に合わなかった場合は選考の対象となりませんので、ご注意ください。~~

a 入所申込書（市様式）

学区に関わらず第2希望以降がある場合は記入してください。

学年は、学童クラブを利用（希望）する年度における学年を記入してください。

b 児童状況表（市様式）

特別な配慮が必要な場合は、安心して過ごせるよう支援員を配置することができますので、詳しく記入してください。療育手帳などをお持ちの場合は写しも併せて提出してください。

対象児童及び兄弟児において、保育園保育料又は学童クラブ利用料の滞納がある方につきましては、入所選考時に減点対象となります。早急なお支払いが難しい場合、納付相談することもできますので、担当までお問合せください。

祖父母等の状況は、住所地が別の場合は「（同居して）いない」に○をしてください。

c 保育を必要とする証明書類・その他必要書類（別表参照）

保護者（父、母）それぞれの書類を提出してください。

※ひとり親の場合は「ひとり親であることの申請書（ダウンロード可）」を提出してください。

※申請時に和光市内に住民票がない方は学童クラブに入所するまでに市内に在住することを証明する書類（賃貸借契約書、不動産売買契約書等）又は通学予定の小学校の入学・就学通知書のいずれかを提出してください。

(別表)

状況		申請に必要な書類	備考	様式
	形態			
1 就労	雇用されている (会社員など)	・就労証明書 ※1~4	勤務先にて記載・証明	市様式
		・通勤・通学の経路※7	自宅の場合は不要	市様式
		・シフト表(変則勤務の場合)	市様式及び申請者の手書きによるシフト表は勤務先の押印(原本証明)が必要です	市様式又は任意様式
	会社経営・自営	・就労証明書 ※1~4	証明書は自書	市様式
		・通勤・通学の経路※7	自宅の場合は不要	市様式
		・直近の確定申告書の写し	申告書の写しかない場合は、営業の事実が確認できる書類(営業許可書・法人登記の写しなど)	
2 就学・技能訓練など		・在学証明書	在学期間の分かかる書類	任意様式
		・時間割表	就学時間が分かる書類	任意様式
		・通勤・通学の経路※7	自宅の場合は不要	市様式
3 病気等や障害など		・診断書・身障手帳等	状態、入院や治療期間が分かる書類※8	市様式又は任意様式
4 出産		・診断書、母子手帳の写し	出産予定日が分かる書類	任意様式
5 介護・看護付き添い		・介護状況申告書		市様式
		・介護保健証	要介護が分かる書類	任意様式
		・身障者手帳など	障害の程度が分かる書類	任意様式
		・通勤・通学の経路※7		市様式
6 育児休暇 <small>※入所開始希望月中に復職している場合のみ申請可(予定を含む)</small>		・就労証明書 ※1~4	勤務先にて記載・証明	市様式
		・通勤・通学の経路※7		市様式

※1 変則勤務で、就労証明書に固定の時間を記載できない場合、シフト表等を添付してください。シフト表等がない場合は、「直近4週間の就労状況表」和光市様式(市HPよりダウンロード可)を自書して、就労証明書に添付してください。

※2 残業の評価を希望される方は、原本証明のある市様式や残業について記載のある就労証明書等をご用意ください。

※3 令和5年度保育園の新規申請及び継続通園の書類として、保育園又は保育サポート課に提出された方については就労証明書を転用することができます。その旨を申込み時にお伝えください。(コピー可)

※4 複数の就労をされている場合は全ての就労先の就労証明書をご提出ください。(提出がない場合は選考時に考慮いたしません)

※5 20歳以上65歳未満の同居人(祖父母等)がいる場合は、保護者の一員として上記の書類を提出していただく必要があります。
65歳未満であっても要介護状況等の場合は、介護保険証、障害者手帳等の写しを提出してください。

※6 市へ提出した証明書の有効期限は、1年度間とします。(ただし、入所期間中において有効なものであること)

就労証明書の発行日は、当該年度における初回申請時の3か月以内の日付となっているものに限り有効とします。

(4月当初申請及び令和5年3月からの春休み入所は令和4年7月21日付以降発行の就労証明書を有効とします。)

※7 通勤・通学の経路については、公平性の観点から、「Google マップ」を参照し、ご記入ください。大幅に通勤・通学の時間が長く記載されている場合は、市担当が確認・変更をさせていただくことがあります。

※8 学童クラブ入所希望期間及び在籍可能期間は診断書に記載された診療見込期間、または、当該年度の3月31日まで(短期入所を除く)のいずれか早い期日までとなります。

d 利用料算定に必要な書類

保護者（父・母等）全員

4月からの利用料を決定する際に次の書類が必要です。お手元にご用意ができ次第、ご提出をお願いいたします。

（申請期間後の追加提出も可能です。）

※提出のない場合は、最高額（第6階層：9,700円）の利用料を納入していただくことになります。

●令和4年1月1日に和光市に住民登録されていた世帯

- 令和4年分の源泉徴収票の写し（全ての勤務先）又は令和4年分の確定申告書の写し

●令和4年1月1日に和光市外に住民登録されていた世帯

- 令和4年分の源泉徴収票の写し（全ての勤務先）又は令和4年分の確定申告書の写し

- 令和4年度（令和3年分）の市県民税の証明書（課税証明書・非課税証明書）※

※市県民税の証明書は、保護者のいずれも所得税が非課税の場合のみご提出ください。

●（変更予定の内容です）令和5年1月1日に和光市外に住民登録されていた世帯

- 令和5年6月以降に令和5年1月1日に住んでいた住所地にて課税・非課税証明書を取得し提出してください。

○●○最終確認をしてください○●○

以下のチェック表をご活用ください。（不足書類の追加提出が受付期間中にできない場合は、選考対象となりません）

	チェック欄	書類の種類
申請するための 必須書類	<input type="checkbox"/>	<p>a 入所申込書</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請児童人数分必要です。 電話番号は日中つながりやすい方の番号及びメールアドレスをご記入ください。 世帯分離していない同居人がいる場合は、併せてご記入ください。 学年は、学童クラブを利用（希望）する年度における学年をご記入ください。
申請するための 必須書類	<input type="checkbox"/>	<p>b 児童状況表</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育の実施にあたり大事な書類となりますので、なるべく詳しく記入してください。 保育園保育料又は学童クラブ利用料の滞納がある場合はご対応ください。（兄弟児分含む） 手帳等をお持ちの場合は添付してください。 祖父母等の状況は、住所地が別の場合は「（同居して）いない」に○をしてください。
申請するための 必須書類	<input type="checkbox"/>	<p>c 保育を必要とする証明書類・その他必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者分（父・母）必要です。（必須） 会社経営・自営の方は、P.9 別表のとおり自営の証明書をご提出ください。 同居人が20歳以上65歳未満の場合、同様に保育を必要とする証明書類の提出がない場合は入所選考時に減点となります。提出がない場合も、選考の対象になります。 変則勤務の就労の場合はシフト表をご提出ください。 通勤・通学の経路は、P.9 別表※7のとおり提出してください。 就労証明書や医師の診断書につきましては、証明（雇用）期間にご注意ください。入所希望期間を満たしていないなど、記載内容によっては申請が完了しない場合があります。 申請時に和光市内に住民票がない方は学童クラブに入所するまでに市内に在住することを証明する書類（賃貸借契約書、不動産売買契約書等）又は通学予定の小学校の入学・就学通知書のいずれかを提出してください。
申請期間後の提出可 ※4月当初受付の場合は令 和5年3月10日まで (消印有効)	<input type="checkbox"/>	<p>d 利用料算定に必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者分（父・母）必要です。 提出がない場合は、最高階層（第6階層：9,700円）となります。

※ひとり親の場合は「ひとり親であることの申請書」を提出してください。



©和光市

【入所選考時における就労・就学等の指標について（参考）】

保育の必要性の基準指標表 ※分類はいずれか1つの選択となります。

分類番号	保護者の状況		帰宅時間の早い保護者	計
	保育が必要な事由	帰宅時間		
1	居宅外就労・就学・介護・看護・災害復旧作業 (土・休日を除く)	18:01 ~		10
		17:01 ~ 18:00		8
		16:01 ~ 17:00		6
		15:01 ~ 16:00		5
		14:01 ~ 15:00		4
		13:01 ~ 14:00		3
		12:01 ~ 13:00		2
	居宅内中心者 (土・休日を除く)	18:01 ~		7
		17:01 ~ 18:00		6
		16:01 ~ 17:00		5
		15:01 ~ 16:00		4
		14:01 ~ 15:00		3
		13:01 ~ 14:00		2
		12:01 ~ 13:00		1
	居宅内協力者 (土・休日を除く)	18:01 ~		5
		17:01 ~ 18:00		4
		16:01 ~ 17:00		3
		15:01 ~ 16:00		2
		14:01 ~ 15:00		1
	土曜就労	保護者の全てが毎週就労。	左記の事項も評価の対象となります	
		ローテーション等により不定期に保護者の全てが就労することがある。		
2	妊娠・出産	出産予定日の属する月が入所希望月又は入所希望月の前2月若しくは後2月の場合。	20	
3	傷病	入院 1ヶ月以上の入院が必要な場合。	50	
		精神性、感染性疾患、常時臥床により3月以上の加療を要し、保育が常時困難な場合。	50	
		居宅 1月以上通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	40	
		上記以外の疾病等により、1月以上の加療を要し、保育が困難な場合。	30	
4	障がい	身体障害者手帳1~2級、精神障害者保健福祉手帳1~3級、療育手帳A、Bの交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	50	
		身体障害者手帳3級、療育手帳Cの交付を受けていて、保育が困難な場合。	30	
		身体障害者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	20	
5	看護・介護	自宅 常時臥床者・重度心身障がい児（者）・要介護状態にある者の介護・看護のため、保育が困難な場合。	左記の事項も評価の対象となります	
		上記以外で、病人や障がい者・要支援状態にある者の親族の介護・看護のため、保育が困難な場合。		
6	虐待その他特例	虐待その他の理由により保育が必要であると特に市長が認めた場合。	-	

※就労等の時間には通勤時間等も含みます。

※夜間就労者の場合は、勤務終了後に帰宅して睡眠・休息等就労に必要な時間を取りものと仮定し、帰宅時間に8時間を作った時間を勤務等の終了時間とします。

※シフト・ローテーション勤務の場合、申請時に提出いただいた資料を基に、最も指数が高くなる部分にて審査します。

※残業等について、就労証明書やシフト表（原本証明がされているもの）等で証明されている場合は考慮いたしますが、口頭による申告または本人の記載による証明は考慮できません。

※保護者のうちの1人が、休み又は上表の判定条件に当てはまらない日は、保育の必要な日に当たらないものとします。

※上記の表は、保育の必要性の基準指標表であり、その他基準の調整（祖父母等の保育が可能であること、保育料未納分があることによる減点）や、優先保育の基準（世帯の状況、単身赴任、兄弟加点、対象児童の学年等）を基に入所選考を実施いたします。

【P11 保育の必要性の基準指數表の見方】

例) 父親・月～金 週5就労 (1日の勤務時間: 8:30～17:30)

・帰宅に要する時間: 60分 (都内勤務)

母親・月、火、木、金、土の週5就労 (1日の勤務時間: 9:00～16:30 ※金曜日のみ 17:00まで)

・帰宅に要する時間: 15分 (市内勤務)

	月	火	水	木	金	土	備考
父親の帰宅時間	18:30(10)	18:30(10)	18:30(10)	18:30(10)	18:30(10)	—	居宅外就労
母親の帰宅時間	16:45(6)	16:45(6)	—	16:45(6)	17:15(8)	16:45	居宅外就労
保育の必要性の有無	有	有	無	有	有	無	
帰宅時間の早い 保護者の指數	6	6	0	6	8	土曜加点無し	

⇒この家庭の保育の必要性は26点となります。(その他、基準の調整や優先保育の基準を加味します)

(参考) 保育が必要な事由が指數表の分類番号2「出産」として申請した場合。※父親は上の例と同一条件とする

○母親…20点 ○父親…50点

⇒保育の必要性が低い母親の指數の20点を採用する。

- ♪普段出来ない遊びを覚えて帰ってきてくれるのでうれしいです。
- ♪いつも児童に寄り添いあたたかく見守っていただき感謝しています。
- ♪季節ごとの行事があり子どもが楽しんでいます。
- ♪学童に子どもが登所した際に連絡が入るので安心して働けます。

学童クラブ
利用者の声



©和光市

民設学童クラブについて

市内には民設民営学童クラブがあり、英語教室等の実施など、特色ある運営をしております。

詳しくは以下の施設に直接お問い合わせください。

学童クラブ名	所在地		電話	定員
中央ひなた保育クラブ	中央1-1-6	第三小脇武道館跡	424-8103	22
ひだまりの学童クラブ	丸山台2-12-13	大和中そば	487-8018	40

中央ひなた保育クラブ

- ★ 所在地 中央1-1-6（第三小脇武道館跡）
- ★ 開所時間 〔登校日〕 小学校の放課後～18時（延長～19時）
〔休校日〕 8時～18時（延長～19時）
※ 休校日とは、土曜日、振替日、春・夏・冬休みです。
※ 曜日、祝日、12月29日～1月3日はお休みです。
- ★ 保育料 ①通常保育料 月額10,000円
②延長保育料 月額3,000円 / 15分200円
③おやつ（副食）費用 月額2,500円 / 1食150円
④昼食費用（休校日のみ） 1食400円
- ★ 特徴 • 栄養士が副食、昼食を献立いたします。
保育園と共に調理室で、栄養士が献立した栄養バランスの良いメニューをご用意します。
園内調理のため、温かい手作りおやつ、昼食が食べられます。
• ICTシステムを導入しています。
- 児童の入退室を施設管理しておりますので、安心して通所させることができます。

ひだまりの学童クラブ

- ★ 開所時間 〔登校日〕 放課後～18時（延長～19時）
〔休校日〕 8時～18時（延長 ①土：7時～ ②平日：7時～～19時）
※休校日は土曜日、振替休日、春・夏・冬休みです
※日曜、祝日、12月29日～1月3日はお休みです
- ★ 対象 〔登校日〕 第三小学校区、本町小学校区
※本町小学校へのお迎え対応可（バス定員有）
〔休校日〕 同上 ※長期休校期間中の登校日にお迎えの必要がない場合は市内全学校区
- ★ 保育料 ①通常保育料 月額10,000円 ②延長保育料 月額3,000円 / 15分200円
③補食（おやつ）費用 月額2,500円 / 1食150円
④昼食費（休校日で希望者のみ） 1食400円 ※併設保育園と同じ献立です
- ★ 特徴 <基本方針> 安心・安全な放課後の生活の場をモットーに！！
• ひだまりのような温かみのある居心地が良い学童クラブです！
• 敷地内駐車場完備で登校日のお迎えと休校日の送迎は楽々です！
• 小規模保育園併設の為、日常的にかわいい弟や妹との交流があります！
• 子どもたちの自由な欲求と発想を大切に、毎日の遊びと学びを創作します！
• 放課後の習い事として、英語教室とバトン教室（各定員制/R.4年度時点）があります！

【民設学童クラブの申請方法】

●民設学童クラブを第1希望として申請する場合（単願も同様）

施設に直接申請書類一式を提出してください。（申請書類は施設で用意しております）

●公設学童クラブを第1希望として申請する場合

市に申請書類（市様式）一式を提出してください。

※公設学童クラブと民設学童クラブを併願する場合は、必ず希望順を決定の上、申請してください。

わこうっこクラブ

1 わこうっこクラブとは

小学校の余裕教室等を活用し、児童が教育活動サポーターの見守りのもと、宿題・自主学習・室内遊び・外遊び等をして放課後等を安全に過ごす居場所です。また、地域の方々の参画を得て、児童に学習やスポーツ、文化芸術活動の機会を提供する「子ども教室」を6月から3月（8月を除く）の間、毎月2回程度実施しています

2 対象児童及び開催場所

市内9校すべての小学校の在学児童1年生～6年生を対象に、余裕教室等で実施します。学区内に居住しているれば、私立学校等に在学している児童も利用することができます。第五小学校、北原小学校は、さつきのこ学童クラブ、さざんか学童クラブ一体型施設で実施しています。

3 開催期間

白子小・新倉小 第三小・第四小 広沢小・本町小 下新倉小	【平日】 登校日 放課後～17時 【長期休業中】 9時～17時 ※学校閉庁日や学校行事等で開催できない日はお休みです ※学校内の教室等を会場とするため、開始日は現在未定です。
第五小・北原小	【平日】 放課後～17時 【長期休業中】 9時～17時
全校共通事項	※土日祝日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。 ※台風接近や降雪等により、やむを得ず事業を中止することがあります。

※長期休業中とは、春休み、夏休み、冬休みのことです。

4 参加費

無料です。（おやつの提供はありません。）

5 登録方法

(1) 登録方法は下記の2通りです

- ①登録用QRコードを読み込み、空メールを送信
- ②wakouko.wako-as@raiden2.ktaiwork.jp を入力し、空メールを送信



- (2) 返信メールに記載の、URLにアクセス
- (3) 入力フォームに必要事項を入力し登録する

(4) 「登録完了メール」を受信し、登録完了です

※新1年生は入学式後、学級が確定してから登録をお願いします。

※新2年生以上で昨年度登録を済ませている方は、学年・クラスの更新をお願いします。

※兄姉の登録がある方は、「登録情報の変更」を選択し、新1年生の情報を入力してください。



©和光市

6 当日の参加方法

参加する日は、「わこうっこクラブ参加カード」に必要事項を記入し、保護者印又はサインを押しお子さんに持たせてください

さい。カード忘れや保護者印又はサインがない場合は、参加できません。

7 留意点

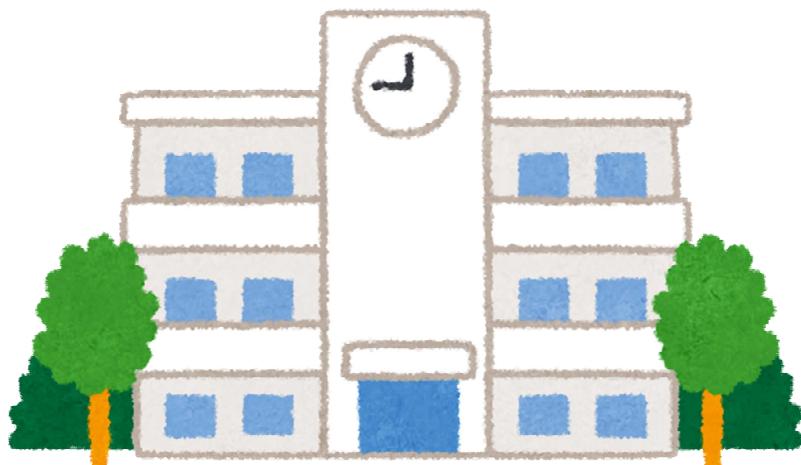
- (1) 終了時間の延長はありません。 (17時終了)
- (2) 児童の安全のため3年生以下はお迎えをお願いしております。保護者の就労等ご家庭の事情によりやむを得ず一人帰りとなる場合は、事前に会場スタッフにご相談ください。
- (3) 参加カード等により保護者の申し出があれば、4年生以上の兄姉と一緒に帰ることもできます。

わこうっこクラブ
利用者の声

- ♪子どもが行きたい日に行ける、というところが利用しやすく気に入っています。
- ♪仕事がパート勤務で学童までは必要ないので助かっています。
- ♪学年を超えて知り合える、遊べる環境が魅力的です。
- ♪必要な時に預けられる安心感がとても助かっています。
- ♪たくさん行事を企画してくれるありがとうございます。
- ♪色々な遊びを教えてきたり工作をさせてもらったりと、充実しています。
- ♪子どもたちが安心して遊べる場所が少ない中、とても貴重です。



©和光市



児童センター・児童館

1 市内施設の案内

市内に4施設あり、それぞれ特徴のある運営をしていますので、ぜひご活用ください。

保護者の同伴がない場合は、在学する小学校の指示に従って安全な時間に帰宅してください。

各児童センター・児童館では、子育ての悩みや、子どもからの悩みについて、相談も受付けております。悩みを抱えていることがありましたら、お気軽に職員にご相談ください。

施設名	電話	特徴	昼食場所※	開館時間
総合児童センター (広沢1-5-54)	465-2525	小・中・高校生のためのティーンズスペースやベビースペース・キッズルームなどがある大きな施設です。図書スペースやシアターアリーナ・音楽スタジオもあります。また、屋外エリアでは、わいわい広場・わんぱく広場・ぼうけん広場があり様々な遊びができます。 令和3年12月4日オープンの新しい施設です。 ICTを活用した見守りサービスとして、入退館通知システムを導入しております。ご希望の方は窓口にてお申し付けください。 (初回カード発行料として1,100円/枚がかかります。月額・年会費は無料)	現在検討中	9時～19時まで ※小学生が「夕焼けチャイム」以降も利用する場合は、保護者等のお迎えを必要とします。 ★第2・第4木曜日(第2・第4木曜日が国民の祝日の場合は、翌平日が休館日となります)、年末年始は休館
新倉児童館 (新倉1-38-1)	463-1679	アットホームな施設。外広場でボール遊び等ができます。	遊戯室 外広場	9時30分～17時まで ★毎週火曜日、第3日曜日、年末年始は休館
下新倉児童館 (下新倉5-21-1)	464-1515	下新倉小学校の敷地内にあり、2016年に新しくできた児童館です。	集会室	
南児童館 (南1-5-1)	467-5627	木のぬくもりある、アットホームな施設。外広場では体を動かして遊べます。	遊戯室	平日：9時30分～17時まで 土日祝日：9時～17時まで ★毎週金曜日、第2日曜日、年末年始は休館

※ 新型コロナウイルスの影響により、変更する場合があります。実施日等の詳細については、各施設にお問い合わせください。

2 各施設の事業予定

※新型コロナウイルスの影響により、変更する場合があります。

事業内容や開催日時等、詳細は各施設にお問い合わせください。

(1) 総合児童センター

事業名	事業内容
毎週実施する事業	いろいろみち遊び、卓球Time、バスケットボールTime、初めてのHADO体験 幼児…キッズパークinアリーナ 他
毎月実施する事業	おもいっきり自然あそび、ニューススポーツ広場、子どもシアター、 幼児向け…絵本の読み聞かせ、季節のイベント、ぬりえの日、キッズパークdeママリフレッシュ(ボール) 他
年数回実施する事業	わびあスプラッシュ！！、プレーパーク、ミニミニ縁日

(2) 新倉児童館

事業名	事業内容
毎週実施する事業	折り紙・工作の日【毎週土曜日】
毎月実施する事業	おもしろ記録会（頭や体を使って記録を競う）、工作教室 他 幼児向け…幼児サークル、絵本の読み聞かせ 他
年数回実施する事業	収穫体験、季節行事、リトミック、ベビーマッサージ 他

(3) 下新倉児童館

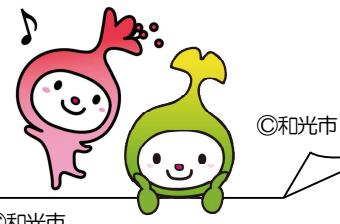
事業名	事業内容
毎週実施する事業	小学校アリーナ開放【毎週土曜日午後】、中高生夜間開館【毎週金曜日】
毎月実施する事業	書道教室【月2回程度（隔週土曜日）】、どんぐりパーク（大型遊具遊び）【月2回】、映画会 他 幼児向け…幼児サークル、月曜日のリトミック・幼児親子ヨガ 他
年数回実施する事業	お楽しみ会、将棋教室、収穫体験、工作教室、天体観望会、記録会、折り紙教室、水遊び、季節行事 他

(4) 南児童館

事業名	事業内容
毎週実施する事業	図書ひろば、中高生向け南寺子屋
毎月実施する事業	工作ひろば、折り紙ひろば、幼児…おたんじょう会、デコ壁（壁面装飾）、リトミックごっこ（月2回）、おはなしタイム、乳幼児プレイルーム（月3回） 他
年数回実施する事業	水遊び、農作物の収穫、卓球大会、映画会、ハンドメイド教室 他

児童館利用者の声

- ♪遊具やおもちゃがたくさんあって、子どもが毎回楽しんでいます。（総合児童センター）
- ♪年齢や成長段階別にスペースが限られており安心して利用できます。また、完全に区切られている訳では無いので、別スペースにいる兄弟を同時に見る事が出来て助かります。（総合児童センター）
- ♪外広場もあり、のびのびと過ごせるので気に入っています。清掃が行き届いていて小さい子どもを連れていても安心して遊ばせることができます。（新倉児童館）
- ♪卓球やバスケットボールができて楽しいです。（新倉児童館）
- ♪温かい雰囲気でむかえてくれて、友達と遊ぶよいところです。これからも通いたい。（下新倉児童館）
- ♪親や子ども同士のコミュニケーションの場としていつも利用しています。イベントもあり、楽しく過ごしています。（下新倉児童館）
- ♪何でも気軽に相談できる場所です。（南児童館）
- ♪自由に好きな遊びができ、楽しいです。（南児童館）



©和光市

©和光市

図書館

1 図書館について

和光市図書館（本館）には、キッズルーム、下新倉分館にはキッズスペースがあり、児童向け図書、雑誌、紙芝居等があります。活字に触れる機会として、ご活用ください。なお、一度帰宅してからお越しください。

2 市内施設の紹介

施設名	所在地	電話	開館時間
和光市図書館	本町 31-1	463-8723	平日 9時30分～20時※ 土・日・祝日 9時30分～18時※ ★第2、第4木曜日（祝日の場合は開館、翌日休館）、年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間は休館
下新倉分館 (下新倉小学校併設)	下新倉 5-21-1	452-6011	毎日 9時30分～18時※ ★毎週月曜日、第4木曜日（祝日の場合は開館、翌日休館）、年末年始（12月29日～1月4日）、特別整理期間は休館 ★月一回（原則第3水曜日 16時～16時30分）小学生向けお話し会実施

※ 保護者の同伴がない場合は、在学する小学校の指示に従って安全な時間に帰宅ください。

図書館利用者の声

- ♪職員の方々の対応が親切で、利用しやすいです。
- ♪施設の天井が高く、窓もたくさんあり、開放感を感じて、気持ちがいいです。（下新倉分館）



公 民 館

1 公民館について

公民館は地域住民の学習と触れ合いを目的とした社会教育施設で、市内に3施設あります。各施設には図書室がありますので、活字に触れる機会としてご活用ください。なお、一度帰宅してからお越しください。

2 市内施設の紹介

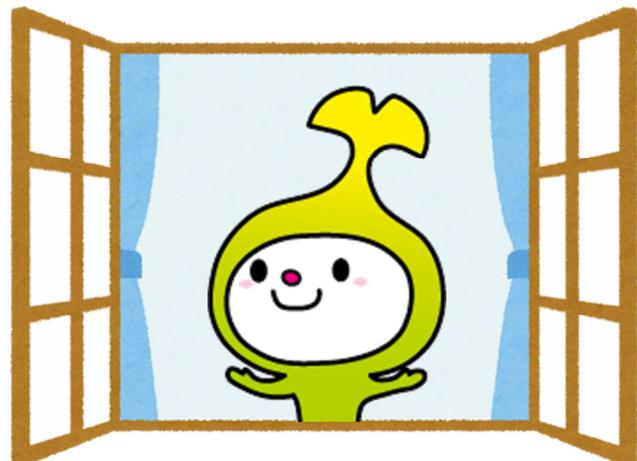
施設名	所在地	電話	開館時間
中央公民館 図書室 ロビー	中央 1-7-27	464-1123	公民館 毎日 8時30分～21時30分※ ★年末年始（12月29日～1月3日）は休館 図書室 平日 9時～17時※ ★土日祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び特別整理期間は休室。但し、図書館職員が常駐する土曜日は開室。（詳細については、和光市図書館へお問い合わせください。） ロビー 小学生のみでの利用は毎日9時～17時※
坂下公民館 図書室	新倉 3-4-18	464-5230	
南公民館 図書室 ロビー	南 2-3-1	463-7621	

※ 保護者の同伴がない場合は、在学する小学校の指示に従って安全な時間に帰宅ください。

- (1) 図書館で予約した本の受け取りは、公民館開館時間内にできます。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響から開館時間など変更されている場合がありますので、各公民館にお問い合わせください。

公民館
利用者の声

♪静かで過ごしやすい場所です。
♪公民館図書室にこんなにたくさんの本があるとは知りませんでした。
読書スペースも確保されていて、快適に過ごせます。



©和光市



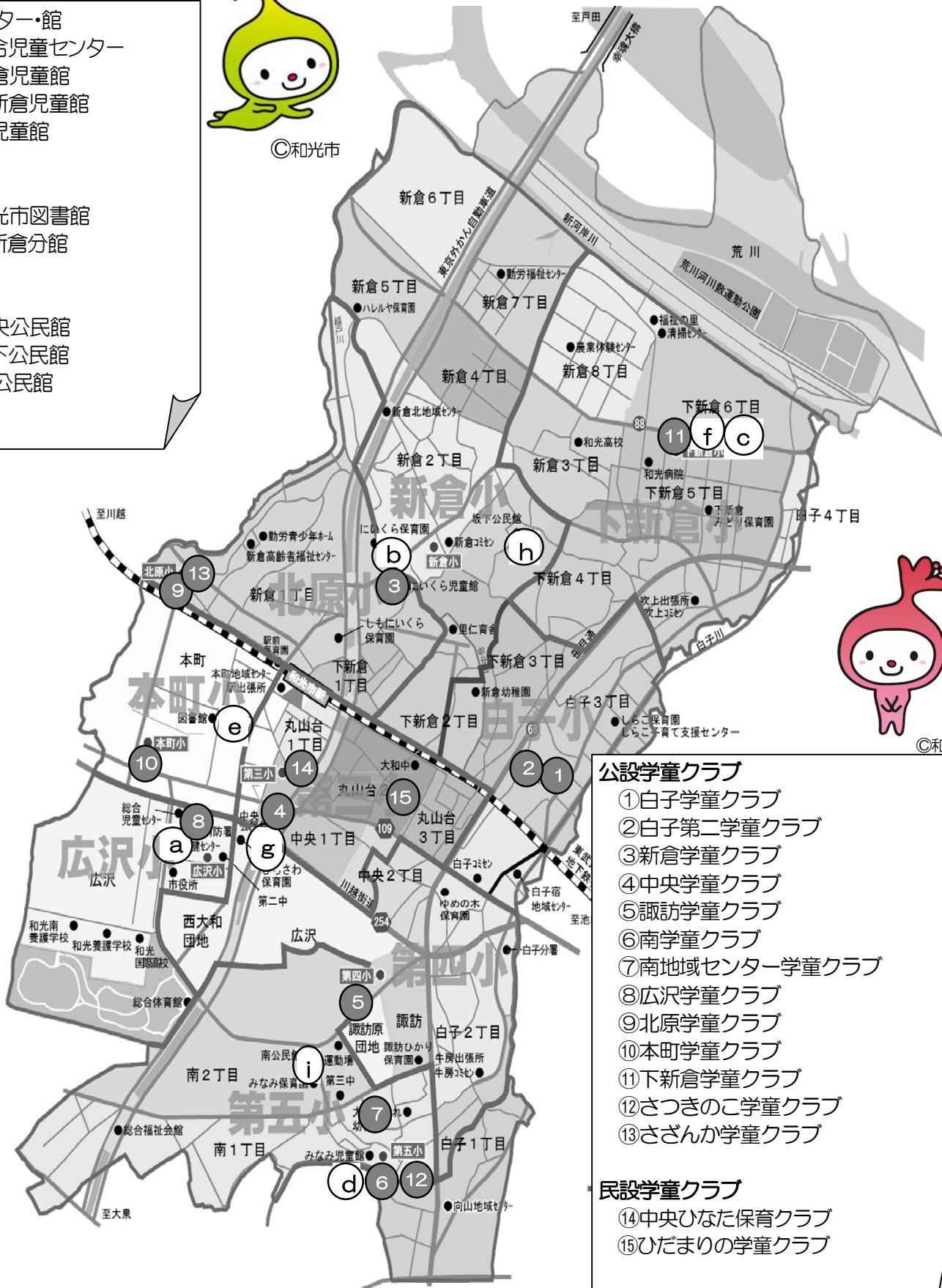
放課後の居場所マップ



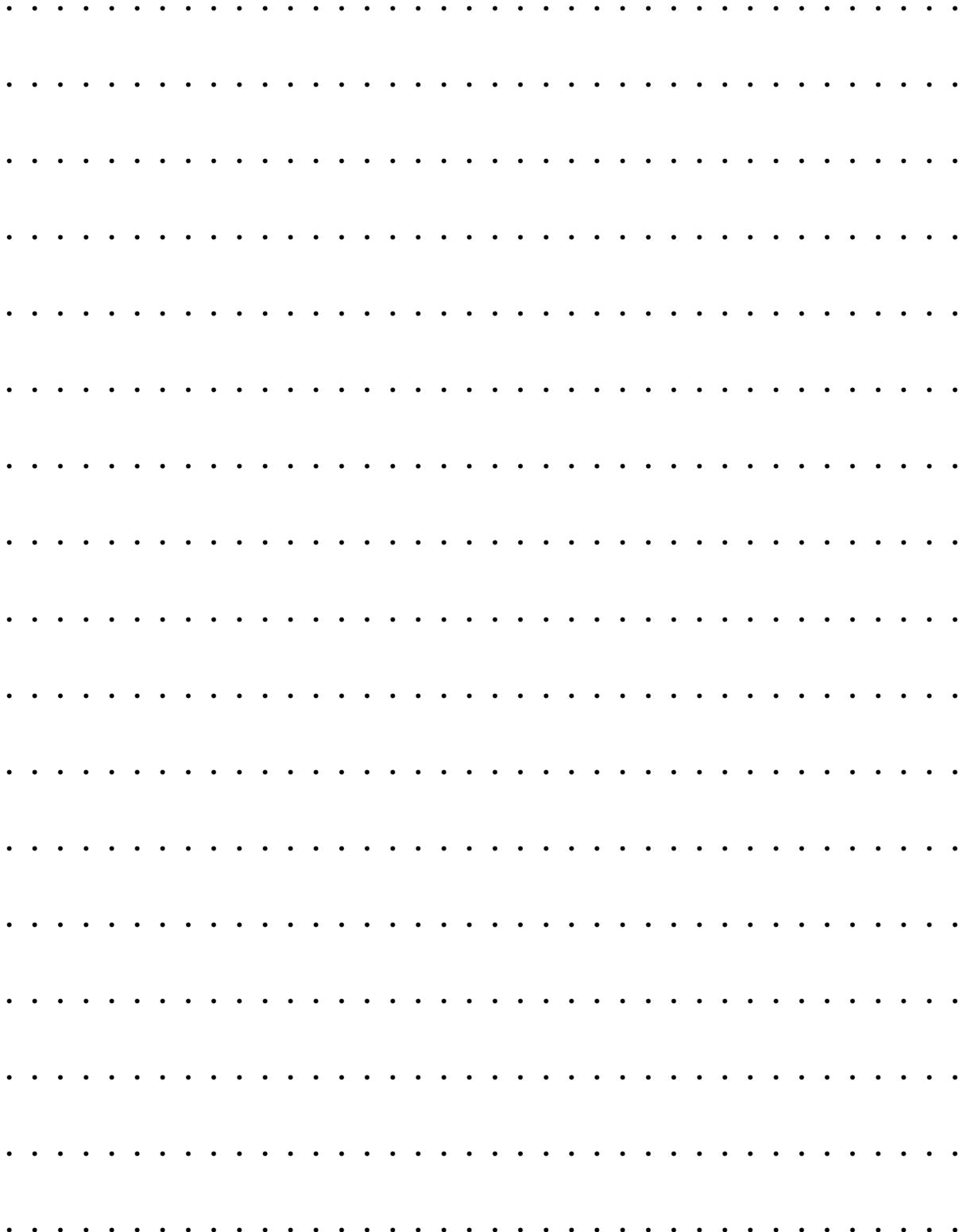
児童センター・館
a 総合児童センター
b 新倉児童館
c 下新倉児童館
d 南児童館

図書館
e 和光市図書館
f 下新倉分館

公民館
g 中央公民館
h 坂下公民館
i 南公民館



メモ欄



This section contains a large rectangular area with a thin black border. Inside, there are approximately 18 horizontal rows of small black dots, intended for users to write their own notes or messages.

学童クラブに関する情報は、市HP
にも掲載しております。

ぜひご参照ください。



©和光市

各事業担当

- 学童クラブ及び児童センター・児童館について
和光市 子どもあんしん部 保育施設課 施設整備担当
電話 048-424-9131
- わこうっこクラブについて
和光市教育委員会事務局 生涯学習課 生涯学習担当
電話 048-424-9150

